シリーズ人権教育　第１４２回

ノーマライゼーションとバリアフリー

〜困っているときはお互い様〜

　障がいのある・なしにかかわらず、家庭・地域や職場・学校などで共に日常生活を送

り、共に幸福な人生をめざして暮らす社会があたりまえの社会だという考え方、また、

それに向けた運動や施策などのことを「ノーマライゼーション」といいます。

　国際的な福祉施策の基本理念の一つです。

　ノーマライゼーションを実現するためには、取り除かなければならない様々な障壁

（バリア）があります。

　こうしたバリアをなくすことを「バリアフリー」といいます。

　バリアには、目に見えやすいものと見えにくいものがあります。

　見えやすいバリアとしては、車いすで利用しにくい道路や住宅内外の段差、駅や建物のエレベーターの不備、文字が小さくわかりにくい案内表示などが挙げられます。

　見えにくいバリアとしては補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への理解不足、要約筆記・手話通訳の普及不足などや、障がいのある人を最初から「特別視する」区分け意識や、偏見・差別意識が挙げられます。

　また、知的障がいや精神障がいのある人は、暴行、虐待、性犯罪の対象となったり、賃金や預金の搾取、不要な契約への勧誘など、人権侵害の被害者になりやすいことも挙げられます。

　バリアフリーをすすめることは、障がいのある人に限らず、子どもや高齢者、身体の弱い人などいろいろな立場の人にとって生活しやすい環境を実現することにもつながります。

　「障害者に関する世論調査」（平成２４年７月／内閣府実施）の中で、「障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見があるか」という問いに対して、「少しはあると思う」と回答した人を含めると、８９・２％、約９割もの人が「あると思う」と回答しています。

　前回（平成１９年）の調査よりも６・３％上昇しており、障がいのある人に対する差別意識や偏見があると感じる人が増えていることがわかります。

　一方で、「障がいのある人との会話や手助けの経験の有無」については、あると答えた人が約７割で、その理由について聞いたところ最も多い回答（５３・９％）が「困っているときはお互い様という気持ちから」というものでした。

　誰でも高齢になると、程度の差はあっても身体の機能が低下し、生活に不自由さを感じることが増えてきます。

　また、予期せぬ病気や怪我などで、心身の機能が失われる可能性もあります。

　障がいとは身近なものであり、決して他人事ではないのです。

「困っているときはお互い様」の気持ちで意識のバリアを取り除き、みんなが幸せに生きられる社会をつくっていきましょう。

